

## 大阪府温暖化の防止等に関する条例及び同条例施行規則並びに 大阪府環境影響評価条例施行規則の一部改正の概要

「民生部門における省エネ・省CO<sub>2</sub>化と再生可能エネルギーの普及」については、今回のパブリックコメントの結果を踏まえ、さらに検討を進めていく。

### 1. 一般電気事業者等の協力を得たエネルギー需給に関する情報共有の促進

#### ○改正する内容

##### (1) 一般電気事業者等による報告制度

- ・府内に電気を供給している一般電気事業者及び特定規模電気事業者は、規則で定めるところにより(※)、事前に、電気の需給に関する予測や電気の需要抑制・供給改善の取組等を記載した対策報告書を届け出なければならない。また、事後に、電気の需給に関する実績等の報告書を届け出なければならない。(※) 電気の需給がひっ迫する時期を想定
- ・府は上記の各報告書の届出があったときは、その概要を公表する。
- ・知事は、各報告書を届出すべき者が正当な理由なく届出しない、又は虚偽の届出をしたときは、相当の期限を定めて必要な措置を勧告することができる。正当な理由なく勧告に従わないときは、氏名又は名称、住所及び勧告の内容を公表することができる。

##### (2) エネルギー需給に関する情報共有の促進

- ・府は、市町村、府民、エネルギー供給事業者その他の事業者とエネルギー需給に関する情報共有を図り、意見交換を促進する。

※大阪府温暖化の防止等に関する条例及び同条例施行規則の改正

#### ○改正する理由

- ・家庭や企業の管理部門、ホテルや百貨店のサービス業においては、日常の生活や活動を転換することによる省エネ・省CO<sub>2</sub>の余地が大きく、結果としてコストダウンにつながる取組が多い。個々の府民や事業者が実際に取組を実践していくには、その必要性や成果を実感できることが重要である。
- ・そのためには、エネルギー需給に関する詳細な情報や具体的な取組事例などを知り、活用できる必要がある。
- ・ところが、電気の需給をはじめエネルギーに関する様々な情報は、エネルギー供給事業者に偏在化している。そこで、エネルギー供給事業者によるエネルギーの需給状況等の情報提供を促し、府民や事業者が情報を共有することや地域のエネルギーに関する問題を協議することを推進していく必要がある。

## 2. 電力需給の早期安定化に資する取組の促進

### ○改正する内容

#### (1) 電気の需要の平準化等の取組促進

- ・府、事業者、府民は、(温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に加えて) 電気の需要の平準化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。【既存規定への追加】
- ・府は、電気の需給の早期安定化に向けて、環境の保全について配慮を行いながら、分散型電源の普及や多様な事業者による電気の供給の促進に取り組む。
- ・エネルギーの使用量が相当程度多い者(特定事業者)は、事業活動に係る(温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に加えて) 電気の需要の平準化に関する対策等を記載した対策計画書及び実績報告書を届け出なければならない。【既存規定への追加】

#### (2) 高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置に係る届出制度の創設

- ・高効率で環境負荷の少ない火力発電設備(※)を設置しようとする者は、発電設備の効率性や環境の保全に関する配慮の内容等を記載した発電設備設置計画書を届け出なければならない。府は、その旨を当該設備の設置予定市町村に通知するとともに、その内容を公表する。(※)例：予混合希薄燃焼方式の燃焼器又はこれと同等以上の窒素酸化物を低減させる性能を有するガス専焼ガスタービン
- ・知事は、発電設備設置計画書の届出者に対し、事後調査結果報告書の提出を求めることができる。また、届出者から当該報告書の提出があったときは公表する。
- ・届出・公表を行った設備を設置する事業が大阪府環境影響評価条例の対象となっている場合は、同条例の対象から除外する。【大阪府環境影響評価条例施行規則の改正】
- ・知事は、発電設備設置計画書を届出すべき者が正当な理由なく届出しない、又は虚偽の届出をしたときは、相当の期限を定めて必要な措置を勧告することができる。正当な理由なく勧告に従わないときは、氏名又は名称、住所及び勧告の内容を公表することができる。

※大阪府温暖化の防止等に関する条例及び同条例施行規則の改正((1)、(2))

※大阪府環境影響評価条例施行規則の改正((2)の一部)

### ○改正する理由

- ・東日本大震災と原発の事故を契機として、原発の安全性が課題となっており、電力需給のひっ迫が懸念され、早期の安定化が求められている。
- ・電力・エネルギーの確保が大きな課題となったことで、需要側が最大電力需要を抑制すること(いわゆるピークカットやピークシフト)の意義が広く理解されたが、今後もその取組を促していく必要がある。特定事業者の取組については、電気の需要の平準化に関する取組内容も含め、総合的に評価する。
- ・また、電力の供給責任は、一義的には国や電力会社にあり、安定供給の確保が急がれるが、府としても、早期の安定供給の確保に資する自立・分散型電源の普及や多様な事業者の参入による電源確保を促進する取組が必要である。
- ・とりわけ、短期・中期的には、火力発電が一定量以上のまとまった電力の供給源として重要とされているが、その設置に際して、燃料消費に伴う二酸化炭素の排出など環境への影響に最大限配慮する必要があり、温暖化の防止等に関する条例で所要の規定を設ける。

## さらなる検討課題

### 民生部門における省エネ・省CO<sub>2</sub>化と再生可能エネルギーの普及促進

※今回のパブリックコメントの結果を踏まえ、さらに検討を進めていく。

#### ○背景

- ・民生部門<sup>\*</sup>のエネルギー消費は、大阪府全体のエネルギー消費の約5割を占めている。
  - ※ 自家用自動車等の運輸関係を除く家庭消費部門でのエネルギー消費を対象とする家庭部門と、企業の管理部門等の事務所・ビル、ホテルや百貨店、サービス業等の第三次産業等におけるエネルギー消費を対象とする業務部門からなる。
- ・民生部門は、産業、運輸部門に比べ、過去からの増加が顕著(2010年度は、1990年度比で家庭部門は33%増、業務部門は29%増)である。
- ・これまでもエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)や大阪府温暖化の防止等に関する条例により省エネ・省CO<sub>2</sub>の取り組みを行ってきており、また、都市の低炭素化促進法(以下「エコまち法」という。)による低炭素建築物認定制度も始まったところであるが、より一層の対策を検討する必要がある。

#### ○検討の概要

##### 【基本的な考え方】

- ・事業者及び府民等に、広くエネルギーの使用の抑制及び再生可能エネルギーの普及に関する努力をお願いする。
- ・民生部門のエネルギー消費は、建築物の省エネ性能の向上を一定求めつつ、事業活動等におけるエネルギーの使用の抑制をお願いする。

##### 【具体的な方策のイメージ(案)】

事業者が、事業活動の拠点としている建物の省エネ性能を十分認識し、建物の性能に合った効果的で効率的な省エネ・省CO<sub>2</sub>化や再生可能エネルギーの導入の方策に気づき、具体的な行動につなげることを促す。

##### ☆事業活動に伴う省エネ・省CO<sub>2</sub>化の誘導策(案)

- (1) 一定規模以上の事業者<sup>注1)</sup>に、新たに年間のエネルギーの使用を活動の基盤となる建築物の持つ省エネルギー性能をベンチマークとしながら<sup>注2)</sup>、簡易に一定期間<sup>注3)</sup>ごとに評価し、府に報告することを求める。あるいは、優良な者を認証する。
- (2) 売買、賃貸時等には、上記報告内容を購入者等に提供し、説明することを求める。

注1 例えば、大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づき届け出た者(所有者と管理者が異なる場合は、管理者とし、譲り渡された場合にあつては譲り受けた者(譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあつては管理者))。届出は、対策計画書(第9条)又は建築物環境計画書(第14条)

注2 報告単位は、建築物ごと

注3 例えば、省エネ法の維持保全の状況に関する定期報告を目安

☆事業活動の基盤となる建築物の新築時等の省エネ・省CO<sub>2</sub>化と再生可能エネルギーの普及誘導策(案)

- (1) 一定規模<sup>注1)</sup>以上の建築物を新築、増築又は改築する場合  
建築主は、以下の内容を検討し、その検討プロセス及び結果を府に報告
- ・省エネ法第73条第1項に規定する判断の基準（以下「省エネ基準」という。）への適合
  - ・太陽電池発電設備等の再生可能エネルギーによる発電設備導入
- (2) 大規模建築物<sup>注2)</sup>を新築する場合  
建築主は、以下の内容について府に報告
- ・省エネ基準への適合
  - ・太陽電池発電設備等の再生可能エネルギーによる発電設備導入（導入できない場合、代替方策<sup>注3)</sup>を求める。）
- (3) 一戸建ての住宅等を新築する場合  
(対象者)
- ・建売戸建住宅を一定戸数<sup>注4)</sup>以上新築・販売する事業者
  - ・所属する建築士が設計する注文住宅の合計が一定戸数<sup>注4)</sup>以上の建築士事務所
- 上記対象者は、(1)に掲げる内容を検討し、その検討プロセス及び結果を府に報告
- (4) 売買、賃貸時等には、上記報告内容を購入者等に提供し、説明することを求める。
- 注1 例えば、省エネ法に規定する第一種特定建築物等が目安  
注2 例えば、延べ面積10,000㎡以上の建築物（住宅及び工場等を除く）  
注3 例えば、エコまち法に規定する低炭素建築物新築等計画の認定基準が目安  
注4 例えば、大阪府内に年間30戸

ただし、既存制度との整合性や手続きの簡素化を併せて留意する。